

国税太郎

Inheritance Report

相続診断書

令和3年1月11日 作成

平成25年度税制改正

1. 基礎控除額の引き下げ

改正前

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

5,000万円 + 1,000万円 × 3人

= **8,000万円**

改正後

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

3,000万円 + 600万円 × 3人

= **4,800万円**

基礎控除額が

3,200万円

減少

2. 最高税率の引き上げ

平成26年12月31日以前の相続

法定相続人の 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

現行制度

法定相続人の 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

3. 小規模宅地等の課税の見直し

特例の概要	事業・居住の継続の観点から、相続によって取得した財産のうち被相続人の事業の用、又は居住の用に供されていた宅地がある場合に、一定の要件を満たすものはその評価額を最大80%減額できる特例
適用対象宅地	特例の対象となる宅地は、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用（不動産貸付を含む）、または居住の用に供されていた宅地
減額割合・減額地積	<p>① 居住用宅地は、240㎡まで80%の減額の対象となります。 ※平成27年1月1日以降に発生した相続から330㎡まで拡充されます。</p> <p>② 事業用宅地は、400㎡まで80%の減額の対象となります。</p> <p>③ 貸付事業用宅地は、200㎡まで50%の減額の対象となります。</p>

二世帯住宅と小規模宅地のケース (平成26年1月1日以後の相続)

改正前	<p>① 住宅の全部を被相続人又は同居親族が所有</p> <p>② 相続開始直前で被相続人の配偶者又は被相続人が居住していた独立部分とともに起居していた相続人がいない。</p> <p>※上記の条件を満たせば土地全体が被相続人の居住用宅地</p>
------------	--

改正	同居親族が相続すれば土地全体が被相続人の居住用宅地 ※建物が区分登記の場合には改正前の取り扱いとなります。
-----------	--

- 完全分離型の二世帯住宅でも、宅地全体に小規模宅地の特例が適用される予定です。
- 同居親族が申告期限までに所有と居住を継続する必要があります。

老人ホーム入所と小規模宅地のケース (平成26年1月1日以後の相続)

改正前	<p>① 被相続人の身体または精神上の理由により介護を受ける必要があるため老人ホームに入所したと認められるものであること。</p> <p>② いつでも家に戻れるように建物の維持管理が行われていたこと。</p> <p>③ 入所後、他の者の居住の用に供していた事実がないこと。</p> <p>④ 老人ホームは、所有権や終身利用権が取得されたものでないこと。</p>
------------	--

改正	<p>① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。</p> <p>② 家屋を貸付などの用途に供していないこと。</p>
-----------	--






- 通常の老人ホームに入所した場合でも小規模宅地の適用が可能となります。
- 介護が必要なることを証明する資料として要介護認定を受けることが必要となります。

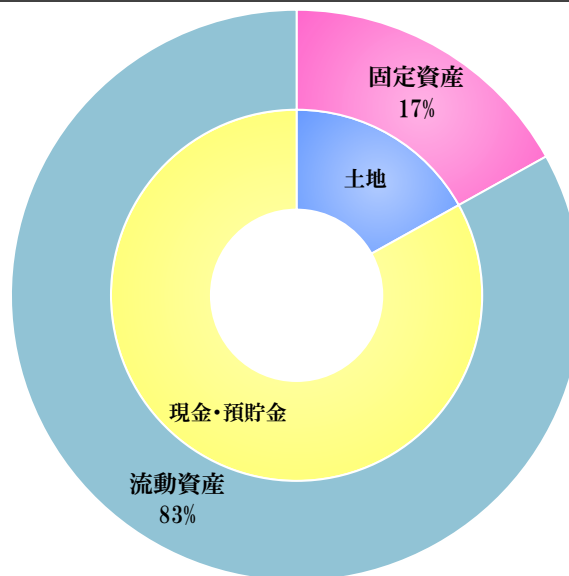
家族構成





配偶者の有無	あり
配偶者以外の相続人の数	2人
法定相続人以外の数	0人
法定相続人の数	3人

続柄	氏名	法定相続分	2割加算	特例贈与制度
妻	国税花子	1/2		
長男	国税次郎	1/4		
長女	国税桃子	1/4		

資産情報

 現金・預貯金	5,500万円
 有価証券	円
 生命保険金	円
 退職手当金	円
 その他	円



 土地	1,120万円
 建物	円
 区分建物	円
 一般動産及び船舶	円

流動資産 5,500万円

固定資産 1,120万円

総資産額 6,620万円

相続税の概算

固定資産	1,120万円
流動資産	5,500万円
債務・葬式費用	△円

相続財産総額 6,620万円

非課税・控除

小規模宅地の評価減	△円
非課税枠	△円
基礎控除額	△4,800万円

課税遺産総額 1,820万円

相続税総額 182万円

配偶者の税額軽減	△91万円
----------	-------

相続税の納付税額 91万円

※1 非課税枠

生命保険金、退職手当金には非課税枠があります。

- ・生命保険金 500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金 500万円×法定相続人の数

※2 基礎控除額

法定相続人の数に応じた基礎控除額があります。

3000万円+(600万円×法定相続人の数)

※3 配偶者の税額控除

配偶者が相続する場合には、税額軽減が受けられます。

配偶者の取得財産の価額と1億6000万円のどちらか少ない金額が適用されます。

本シミュレーションでは、配偶者の取得財産価額を法定相続分を用いて計算しています。

※4 相続税の納付税額

本シミュレーションで試算した概算の税額です。

財産の分割パターンにより変化します。

また、配偶者の税額軽減のほかにも、未成年者控除や障害者控除、小規模宅地の特例などを適用することにより、税額が低くなる可能性があります。

贈与税シミュレーション

適用税制

平成27年1月1日以降

相続税概算

課税価額 6,620万円
 配偶者の相続割合 60%
 法定相続人の人数 3人

相続税総額 182万円

配偶者控除 Δ 109万2,000円

納付税額総額 72万8,000円

贈与税概算

贈与年数 5年 贈与金額 100万円

相続人等氏名	贈与財産価額	贈与税額	贈与財産価額の合計	贈与税額の合計
国税花子				
国税次郎	1,000,000	0	5,000,000	0
国税桃子	1,000,000	0	5,000,000	0

節税効果

贈与税総額 円
 贈与を考慮した納付相続税総額 32万8,000円

小計 32万8,000円

贈与をしない場合の納付相続税総額 72万8,000円

節税額 40万円

二次相続シミュレーション

配偶者 相続割合	相続 時期	相続税額	各人の相続納付税額			納付税額	納付税額 合計
			国税花子	国税次郎	国税桃子		
0%	一次	1,820,000	0	910,000	910,000	1,820,000	1,820,000
	二次	0				0	
10%	一次	1,638,000	0	819,000	819,000	1,638,000	1,638,000
	二次	0		0	0	0	
20%	一次	1,456,000	0	728,000	728,000	1,456,000	1,456,000
	二次	0		0	0	0	
30%	一次	1,274,000	0	637,000	637,000	1,274,000	1,274,000
	二次	0		0	0	0	
40%	一次	1,092,000	0	546,000	546,000	1,092,000	1,092,000
	二次	0		0	0	0	
50%	一次	910,000	0	455,000	455,000	910,000	910,000
	二次	0		0	0	0	
60%	一次	728,000	0	364,000	364,000	728,000	728,000
	二次	0		0	0	0	
70%	一次	546,000	0	273,000	273,000	546,000	980,000
	二次	434,000		217,000	217,000	434,000	
80%	一次	364,000	0	182,000	182,000	364,000	1,460,000
	二次	1,096,000		548,000	548,000	1,096,000	
90%	一次	182,000	0	91,000	91,000	182,000	1,940,000
	二次	1,758,000		879,000	879,000	1,758,000	
100%	一次	0	0	0	0	0	2,630,000
	二次	2,630,000		1,315,000	1,315,000	2,630,000	

配偶者を除く、各人の相続財産の割合は法定相続分で計算しています。

課税価額 (配偶者固有財産価額)

6,620万円

(円)

適用税制

(一次) 平成27年1月1日以降

(二次) 平成27年1月1日以降

基礎控除額

(一次) 4,800万円

(二次) 4,200万円

法定相続人

3人

配偶者の相続割合による
納付額の比率

